

③取組内容

5/2（日）～5/11（火）まで、以下の通り、営業時間を短縮しました。									
日付		通常の営業時間		時短要請期間中の営業時間		備考(注1)			
5/2	日	11:00	～	22:00	⇒	11:00	～	20:00	
5/3	月	:	～	:	⇒	:	～	:	定休日
5/4	火	11:00	～	22:00	⇒	:	～	:	休業
5/5	水	11:00	～	22:00	⇒	:	～	:	休業
5/6	木	11:00	～	22:00	⇒	11:00	～	20:00	
5/7	金	11:00	～	22:00	⇒	11:00	～	20:00	
5/8	土	11:00	～	22:00	⇒	11:00	～	20:00	20時以降テイクアウトのみ営業
5/9	日	11:00	～	22:00	⇒	11:00	～	20:00	20時以降テイクアウトのみ営業
5/10	月	:	～	:	⇒	:	～	:	定休日
5/11	火	11:00	～	22:00	⇒	11:00	～	20:00	

①時短営業に協力した日数 (定休日、休業日を含む)	10	日
------------------------------	----	---

※「奈良県緊急対処措置」による奈良県からの支給額を含む

売上高	令和元年(平成31年)1月～12月の売上高(注2)	⇒	②日額
	<input checked="" type="checkbox"/> 3,000万円までの飲食店等		20,000円
	<input type="checkbox"/> 3,000万～1億円までの飲食店等		40,000円
	<input type="checkbox"/> 1億円を超える飲食店等		60,000円

↓

申請金額	①時短営業に協力した日数 × ②日額	200,000 円
------	--------------------	-----------

※(注1)

定休日または休業した日については、備考欄にその旨を記載してください。
やむを得ない理由により時短営業に協力できなかった日がある場合は、備考欄にその理由を記載してください。

※(注2)

平成31年2月以降に開業した店舗は、開業月から連続12ヶ月分の売上高で算定してください。
ただし、開業月から12ヶ月が経過していない場合は、開業月からの売上高の合計÷月数×12ヶ月の式で算定してください。